

計画素案における「国民」「住民」「市民」の使い分けについて

1. 基本的な考え方

「市民」という表現を基本とする。

[参考]

大阪市事務分掌条例第 2 条より危機管理監の分掌事務（抜粋）

「(2) 市民の安全に関する事項」

大阪市地域防災計画より計画の目的（抜粋）

「この計画は、(中略) 本市域及び市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。(以下略)」

2. 「住民」を使用する場合

「地域の住民」

- ・対象となる地域の住民
- ・必要と認める地域の住民

「住民の避難」「避難住民（等）」

- ・住民の避難（ 法第 2 章「住民の避難に関する措置」）
 - ・避難住民の誘導（ 法第 2 章第 3 節「避難住民の誘導」）
 - ・避難住民等の救援（ 法第 3 章「避難住民等の救援に関する措置」）
- （法第 52 条では、国が「避難が必要な地域」を示すこととされている。また、これらの「住民」については、当該地域に滞在する者を含むとされている。）

3. 「国民」を使用する場合

法令等で定められているもの

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）[法律名]
- ・国民の保護のための措置に関する法律施行令（国民保護法施行令）[政令名]
- ・国民の保護のための措置 [法第 2 条第 3 項]
- ・国民の保護に関する基本指針 [法第 32 条]
- ・国民保護対策本部 [法第 27 条]
- ・国民保護協議会 [法第 39 条]
- ・国民保護等派遣 [自衛隊法第 77 条の 4]
- ・国民保護に係るサイレン音 [消防庁通知]
- ・大阪府国民保護計画 [計画名]

法律の条文の引用

- ・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの [生活関連等施設に関し、法 102 条第 1 項]